





## 桜島の噴火警戒レベル

種別	名称	範囲対象	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法等を判断)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火口から概ね7km以内(桜島全島及び垂水市的一部分)に影響する溶岩流や火碎流、大きな噴石の飛散。</li> </ul> <p>過去事例 天平噴火(768年)、文明噴火(1471年~1476年)、安永噴火(1779年~1782年)、大正噴火(1914年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火が発生し、溶岩流や火碎流が一部居住地域に到達、あるいはそのような噴火の発生が切迫している。</li> </ul> <p>昭和噴火(1946年)の事例 溶岩流が黒神海岸、有村海岸まで到達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>島内の居住地域に大きな噴石が飛散。</li> </ul> <p>過去事例 1986年11月23日:古里温泉のホテルに大きな噴石が直撃 2020年6月4日:東桜島町の居住地域付近に大きな噴石が飛散</p> <p>警戒が必要な範囲は、大きな噴石が火口から概ね2.4kmを超え3km以内に飛散した場合は火口から概ね3km、概ね3kmを超え3.5km以内に飛散した場合は概ね3.5kmとなる。</p>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動により、噴石や火碎流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火が予想される。</li> </ul> <p>大正噴火(1914年)の事例 1月11日(噴火開始前日):有感地震多発 昭和噴火(1946年)の事例 3月9日(溶岩流出数時間前):噴火活動の活発化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>島内の居住地域近くまで大きな噴石が飛散。</li> </ul> <p>過去事例 1980年代に時々発生</p> <p>警戒が必要な範囲は火口から概ね3kmとなる。</p>
警報	噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域の近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止や入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火口から概ね2km以内に大きな噴石が飛散。</li> </ul> <p>過去事例 1970年代から80年代、2000年10月7日の噴火等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火口から概ね2km以内に火碎流が到達。</li> </ul> <p>過去事例 1984年7月21日:南岳山頂火口から約1.2kmまで到達 2008年2月6日:昭和火口から約1.5kmまで到達等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震多発や傾斜変動等により、火口から概ね2km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生が予想される。</li> </ul> <p>過去事例 2007年からの昭和火口の活動等、ほか事例多数</p> <p>警戒が必要な範囲は火口から概ね2km、噴火活動の状況によっては一時的に2.4kmに拡大する。</p>
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火口から概ね1km以内に噴石飛散。</li> </ul> <p>過去事例 事例多数</p>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動は静穏。火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり。</li> </ul> <p>過去事例 1950年~1955年のうちの静穏期</p>

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、概ね20~30cm以上の風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注2) レベル1~3では、南岳山頂火口及び昭和火口で発生する噴火を想定している。レベル4、5についてはこれら火口からの噴火に加え、大規模噴火を含む山腹からの噴火も想定している。

注3) レベル1~3では、南岳山頂火口及び昭和火口から2kmの範囲を立入禁止区域とする。

注4) 過去、海底噴火も発生しているが、海底噴火については、噴火地点が想定できないため記載していない。海底噴火が発生した場合は、保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。

注5) レベルの引き上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。

■ 各噴火警戒レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められていますので、詳細については鹿児島県、鹿児島市及び垂水市にお問い合わせください。

■ 最新の噴火警戒レベルは気象庁HP(<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)でもご覧になれます [HPトップ>防災情報>噴火速報・警報・予報]。